

第3節 市民税課

〔総括概要〕

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要等が一部に見えたものの、世界経済の減速、領土問題や円高による輸出減等の影響により、景気は弱い動きとなっていた。しかし、年が明けてからは、長引くデフレ及び円高から脱却し雇用や所得の拡大を目指す日本経済再生に向けた緊急経済対策が実施され、株価の上昇や円高の是正等景気回復に明るい兆しが見え始めているが、まだ確かな動きとは感じられず不透明な状況にある。

このような中、税務行政を取り巻く環境は、震災復興の財源や社会保障制度改革のための増税が行われるなど厳しい状況下にあるが、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。また、本庁及び総合支所が一体となり事務の調整・効率化を行い、協力して業務の執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人市民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また一層の税収確保に向けて、県税事務所と協働で、未申告法人の活動状況調査や申告指導及び市内事業者に対して普通徴収から特別徴収への切替え指導を実施した。

また、保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施し、軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

税政担当

1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	8,733,492	8,224,010
軽自動車税	293,638	275,667
市たばこ税	971,545	968,112
鉱産税	3,287	3,187
入湯税	12,966	12,674
国民健康保険税	6,064,284	6,243,872
後期高齢者医療保険料	1,015,138	858,244
介護保険料	1,965,254	1,699,831

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

区 分 車 種		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)		
			非課税	減免				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	7,028	56	6	6,966	6,966		
	51cc～90cc	525	4	—	521	625		
	91cc～125cc	469	10	—	459	734		
	ミニカー	140	—	—	140	350		
	小 計	8,162	70	6	8,086	8,675		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽 自 動 車	二輪車	1,763	3	—	1,760	4,224	
		三輪車	1	—	—	1	3	
	四 輪 以 上	乗 用	自家用	25,891	52	241	25,598	184,306
			営業用	13	—	3	10	55
		貨 物	自家用	11,980	64	76	11,840	47,360
			営業用	203	—	—	203	609
	小 型 特 殊	農耕作業用	7,169	9	—	7,160	11,456	
		フォークリフト等	365	2	—	363	1,706	
	小 計		47,385	130	320	46,935	249,719	
	二輪の小型自動車		2,319	17	—	2,302	9,208	
合 計		57,866	217	326	57,323	267,602		

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一級品	207,323,003	683,290	206,639,713	954,262,188
旧三級品	7,897,700	5,900	7,891,800	17,283,041
合 計	215,220,703	689,190	214,531,513	971,545,229

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	59,203	17,760,900	-	-
ドロマイト	198,974	79,589,600		
石灰石 第2類	732,679	183,169,750		
珪 石	96,759	48,379,500		
合 計	1,087,615	328,899,750	328,886	3,287,200

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	252,800	12,640,000
宿 泊	150	2,170	325,500
合 計	-	254,970	12,965,500

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	23,260	3,692	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,060	1,666	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき200円 ・公簿等の写し 1枚につき200円
計	25,320	5,358	

市民税担当

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡	
所得金額	174,310,745	147,409,366	7,013,681	1,456,177	16,828,338	1,603,183	
所 得 控 除 額	雑 損	36,540	24,681	189	828	9,335	1,507
	医 療 費	1,286,658	704,834	69,892	44,008	432,813	35,111
	社会保険料	28,451,897	24,915,917	969,477	272,304	2,087,819	206,380
	小規模企業共済等掛金	372,187	199,913	119,743	5,280	32,640	14,611
	生命保険料	1,846,143	1,567,433	77,481	16,999	170,920	13,310
	地震保険料	82,656	54,082	5,080	5,084	16,977	1,433
	障 害 者	594,620	363,140	31,300	10,860	179,800	9,520
	寡 婦	260,980	206,980	6,040	560	45,280	2,120
	寡 夫	47,840	41,600	4,420	—	1,820	—
	勤労学生	780	780	—	—	—	—
	配 偶 者	5,411,950	3,748,580	150,790	22,170	1,446,770	43,640
	配偶者特別	343,240	266,930	15,670	790	57,780	2,070
	扶 養	6,015,940	5,184,560	350,300	129,560	290,780	60,740
同居特別障害者	140,530	102,810	9,890	2,760	23,230	1,840	
基 礎	20,530,290	16,482,180	757,680	161,040	2,995,740	133,650	
計	65,422,251	53,864,420	2,567,952	672,243	7,791,704	525,932	

課税標準額	108,941,328	93,544,946	4,445,729	783,934	9,036,634	1,130,085	
税額	算出税額	6,600,841	5,610,704	266,652	47,184	542,678	133,623
	調整控除額	137,859	105,630	5,850	1,578	23,989	812
	配当控除額	4,248	1,123	11	18	2,920	176
	住宅借入金等特別税額控除	89,129	85,591	2,652	205	563	118
	寄附金税額控除	10,488	6,356	1,245	141	2,405	341
	外国税額控除	—	—	—	—	—	—
	税額調整額	1,489	1,274	64	—	151	—
	配当割額等控除額	2,591	653	7	15	798	1,118
	減免税額	127	127	—	—	—	—
	所得割額	6,354,349	5,409,909	256,823	45,227	511,843	130,547
	均等割額	208,263	162,441	8,805	1,887	35,130	—
	市民税額合計	6,562,612	5,572,350	265,628	47,114	546,973	130,547
市民税負担割合(%)	100	84.9	4.1	0.7	8.3	2.0	
納税義務者数(人)	69,826	54,147	2,935	629	11,710	405	
所得割人数(人)	62,213	49,946	2,296	488	9,078	405	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	2,820	1,839,695	849,387	29,939	26,536
10万円を超え 100万円以下	22,914	31,070,999	13,141,341	775,612	709,393
100 # 200 #	18,417	44,899,419	26,863,863	1,600,075	1,505,746
200 # 300 #	8,923	33,416,030	21,937,994	1,311,873	1,260,521
300 # 400 #	4,861	24,363,894	16,904,529	1,009,826	996,424
400 # 550 #	2,574	16,262,246	11,912,409	711,501	706,539
550 # 700 #	745	5,952,322	4,721,566	278,295	276,325
700 # 1,000 #	449	4,506,661	3,713,661	221,451	220,200
1,000万円を超える金額	510	11,999,479	11,129,732	662,269	652,665
合計	62,213	174,310,745	111,174,482	6,600,841	6,354,349

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	40	14	46	1	23	22	8	2
1万円を超え 2万円以下	30	3	56	4	26	26	10	4
2 # 3 #	33	9	33	—	20	13	5	3
3 # 4 #	22	4	39	—	16	23	5	1

4	5	35	12	44	4	17	23	8	3
5	6	31	14	41	—	19	22	37	6
6	7	38	9	47	2	23	22	19	4
7	8	34	9	42	1	23	18	25	11
8	9	30	8	34	3	12	19	125	25
9	10	41	7	37	4	16	17	97	25
10	15	212	55	206	15	76	115	94	24
15	20	243	84	234	9	106	119	179	33
20	25	282	104	230	14	93	123	176	35
25	30	268	90	249	19	90	140	108	20
30	40	574	180	434	29	176	229	221	45
40	60	1,199	346	953	48	320	585	171	26
60	80	1,139	303	873	33	324	516	112	22
80	120	2,188	435	1,739	86	579	1,074	47	5
120	160	1,900	178	1,488	69	500	919	45	6
160	200	1,552	72	1,290	62	412	816	48	6
200万円を超える金額		6,194	142	7,085	355	1,971	4,759	18	1
合 計		16,085	2,078	15,200	758	4,842	9,600	1,558	307

2 法人市民税賦課状況
等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	2,796
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	29
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	505
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	51
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	96
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	22
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	139
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	7
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	26
合 計			3,671

3 国民健康保険税賦課状況(7月1日現在)

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 500,000円
- ・所得割 6.6/100

- ・資産割 14/100
- ・均等割 24,000円
- ・平等割 23,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	16,883	14,094	40,304	21,939
退職世帯	1,668	1,612	2,927	1,359
計	18,551	15,706	43,231	23,298

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,194	1,100	2,604	8,898	597
退職世帯	210	64	230	504	15
計	5,404	1,164	2,834	9,402	612

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	21,939	40,304	2,748,196,509	125,265	68,186
退職世帯	1,359	2,927	218,818,291	161,014	74,758
医療分合計	23,298	43,231	2,967,014,800	127,350	68,631

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 130,000円
- ・所得割 2/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 5,000円
- ・平等割 4,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	16,883	14,094	40,304	21,939
退職世帯	1,668	1,612	2,927	1,359
計	18,551	15,706	43,231	23,298

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減	計	限度額世帯

	7割	5割	2割		
一般世帯	5,194	1,100	2,604	8,898	685
退職世帯	210	64	230	504	15
計	5,404	1,164	2,834	9,402	700

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	21,939	40,304	694,364,960	31,649	17,228
退職世帯	1,359	2,927	55,795,840	41,056	19,062
特別徴収対象者世帯 合計	23,298	43,231	750,160,800	32,198	17,352

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 100,000円
- ・所得割 1.5/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 7,000円
- ・平等割 5,000円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	6,867	5,486	14,001	10,946
退職世帯	1,204	1,189	2,175	1,491
計	8,071	6,675	16,176	12,437

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,206	586	1,036	3,828	383
退職世帯	201	79	263	543	18
計	2,407	665	1,299	4,371	401

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	10,946	14,001	295,923,204	27,034	21,135
退職世帯	1,491	2,175	47,341,496	31,751	21,766

介護保険分					
合計	12,437	16,176	343,264,700	27,600	21,220

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	21,368	3,728,531,200
特別徴収対象世帯	3,820	331,909,100
合計	25,188	4,060,440,300

4 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 550,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 42,000円

均等割低所得者軽減額(円)			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
37,800	35,700	21,000	8,400

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円)×8.54%+42,000円	1,412	6,207
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。(その他所得がない場合)均等割額が9割軽減。	340	3,062
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。均等割額が8.5割軽減。	178	2,391
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(24.5万円×被保険者数(世帯主を除く))以下。均等割額が5割軽減。	45	456
2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(35万円×被保険者数)以下。均等割額が2割軽減。	114	1,166
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	209	3,183
計		2,298	16,465

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,298	298,751,400
特別徴収対象者	16,465	693,358,100
合計	18,763	992,109,500

5 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対 象 者	被 保 険 者 数 (人)		年 間 保 険 料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護の受給者	296	234	24,800
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	433	4,759	24,800
特例第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円以下の方	48	1,816	34,300
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円を超える方	46	1,638	39,600
特例第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	696	8,457	44,900
第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超える方	78	5,024	52,800
第5段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 以下の方	320	5,311	63,400
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 を超え200万円未満の方	205	3,950	68,600
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円 以上400万円未満の方	195	2,440	79,200
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円 以上600万円未満の方	37	413	92,400
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以 上の方	54	403	105,600
計		2,408	34,445	

(2) 介護保険料調定額

区分	被 保 険 者 数 (人)	調 定 額 (円)
普通徴収対象者	2,408	128,506,500
特別徴収対象者	34,445	1,763,288,100
合計	36,853	1,891,794,600